

平成24年10月10日開催 東大阪市住工共生まちづくり検討委員会特別委員会での意見及び反映について

部分	ご意見	反映について
前文	「ものづくり基盤産業」と「モノづくりのまち」とあるが、「もの」が平仮名であったりカタカナであったりで、一般市民に分かりにくいのではないか。	一般的には平仮名を使用すると考えるが、本市では「モノづくり」としているため、「モノづくり基盤産業」と修正しました。
	「モノづくり企業の近隣に住宅等が建設されると当該企業と近隣住民との間で環境上の問題等が発生してきている。」とあるが、実際に発生している件数は少ないはずだが、すぐに問題が発生すると捉えられるのではないか。	絶対的な発生件数は少ないかもしれないが、一旦発生すると、その内容は深刻な事案が多く、また、表に出ていない事案が相当数あると思われる。(修正なし)
	「一方」の部分をもう少し書き込んでほしい。住宅用地への転用と言うのでは弱い。	「一方、東大阪市は、大阪市内に隣接し、多くの市民が生活する住宅都市としての側面もあり、交通の利便性などを背景に、住居系地域はもとより工業地域又は準工業地域における土地についても、住宅用地としての需要があり、住宅都市として魅力あるまちづくりを進めることも重要な課題である。 しかし、モノづくり企業の近隣に住宅等が建設されると当該企業と近隣住民との間で環境上の問題等が発生してきているのも事実である。」と修正しました。
用語の定義	「住工混在」の定義が難しいのではないか。	住宅の隣地にモノづくり企業がある状態という状態が「住工混在」と言うイメージで大方認知されていると考えます。(修正なし)
	「住工共生」の定義に共生、つまりお互いにメリットがあるということが謳われていない。	「本市の区域内全体において、住工混在が解消され、住宅等と工場が近隣の環境上の問題等が無く存在し、市民とモノづくり企業とが互いに尊重している状態をいう。」と修正しました。
基本理念	「(3)モノづくり企業に誇りを持てるまちの実現」とあるが、もう少し丁寧に表現して欲しい。	「本市におけるモノづくり企業の重要性を理解し」の文言を追加しました。

市の責務	(6)市民及びモノづくり企業...と有るが、共同実施ということが分かりにくい。	「市民及びモノづくり企業が共同で実施するコミュニティ事業を支援する施策」と修正しました。
	現状の第3項ではどのような建築関係法令の制度を活用した場合にも支援するとなっている。	「土地利用等の規制を実施した場合は」と規定しました。
	第4条の各号の順番を入れ替えたほうが良いのではないか。	最終的には法制協議の中で検討いたします。(取りあえず修正なし)
市民の責務	「地域産業の担い手としてのモノづくり企業を理解し」とあるが、意味が分かりづらい。	「市民は、本市におけるモノづくり企業の重要性を理解し、住工共生に向けた相互理解に努めるものとする。」と修正しました。
開発者の責務	「...住宅等の生活環境を阻害しないような開発計画となるよう関係者と調整するよう...とあるが、「関係者」が分かりづらい。	「モノづくり企業の事業者あるいは市の関係部局など、関係者と」と修正しました。
審議会の設置	「事務をつかさどる。」の文言が適当でないのではないか。 第4条第2項の住宅立地規制の判断を審議会に委ねるのがよい。	「事項を審議する。」と修正しました。 「(4) 第4条第2項にかかる住宅立地規制に関すること。」の規定を追加しました。
公表	第14条に対象者が抜けている。	「市長は、建築主が...」と修正しました。
意見の聴取	「毎年」と「1年に1回」との表記がある。	「1年に1回」に統一しました。